第342回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第342回入札監理小委員会

議事次第

日 時:平成26年10月17日(金)14:35~16:30

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

- ○原子力機構基幹情報システムの運用支援業務((独)日本原子力研究開発機構)
- ○全国消費生活情報ネットワーク・システム (PIO-NET) 運用支援業務 ((独) 国民生活センター)
- ○空港土木施設維持修繕工事(国土交通省)
- (独) 国立病院機構の物品調達業務 ((独) 国立病院機構)

2. その他

<出席者>

(委 員)

石堂主查、井熊副主查、宮崎専門委員、辻専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

(独立行政法人日本原子力研究開発機構)

システム計算科学センター情報システム管理室 清水室長代理、久米技術主席、OAシステム 室 庄司室長代理

契約部契約調整課 黒田課長、契約第1課 田口主幹、契約第2課 増山課長

(独立行政法人国民生活センター)

情報管理部 窪田部長、吉田調査役、江刺課長補佐

(国土交通省)

航空局安全部空港安全・保安対策課 酒井課長、佐藤課長補佐、猪岡専門官

(独立行政法人国立病院機構)

本部企画経営部 依田部長、尾崎室長

(事務局)

新田参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第342回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、独立行政法人日本原子力研究開発機構の「原子力機構基幹情報システムの運用支援業務」の実施要項(案)。

2番目に、独立行政法人国民生活センターの「全国消費者生活情報ネットワーク・システム (PIO-NET) 運用支援業務」の実施要項(案)。

3番目に、国土交通省の「空港土木施設維持修繕工事」の実施要項(案)。

4番目に、独立行政法人国立病院機構の「物品調達業務」の実施要項(案)の審議を行います。

最初に、独立行政法人日本原子力研究開発機構の「原子力機構基幹情報システムの運用 支援業務」の実施要項(案)についての審議を始めたいと思います。

なお、本件につきましては、民間事業者に関する非公開の情報が含まれているということから、当該民間事業者の利益を保護する観点から会議は非公開とするよう独立行政法人日本原子力研究開発機構より要望を受けております。入札監理小委員会の公開につきましては、監理委員会の例に準ずることとされておりますので、監理委員会の本委員会運営規則第5条の規定を準用して、本日この部分については会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたしたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

<非公開部分は議事要旨を参照>

○石堂主査 続いて、独立行政法人国民生活センターの「全国消費者ネットワーク・システム (PIO-NET) 運用支援業務」の実施要項(案) についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項(案)について、独立行政法人国民生活センター情報管理部、窪田部長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でよろしくお願いします。 ○窪田部長では、入札実施要項に基づいて簡単に御説明させていただきます。

3ページ目からPIO-NETの概要につきまして御説明させていただきます。PIO-NETは全国の消費生活センターが受けつけた消費生活相談情報を収集・蓄積して、国民生活センターと全国の消費生活センターで情報を共有するシステムになっております。昭和59年度、1984年から運用を開始しておりまして、当時からずっとホストコンピュータを中心としたシステムで運用をしていたのですが、平成19年度に最適化計画を策定して、当時はレガシーシステムと言われていましたが、それに基づいて現在のオープンなシステムに刷新され、平成22年3月、2010年から運用を開始されたということで、今はPIO-NET2010と呼んでいます。

現在そのシステムを運用しているのですが、平成23年度に消費者庁の方でPIO-NET刷新に関する検討会を開催いたしまして、その中間報告に基づきまして、また最適化計画を見直して調達仕様書を作成して、現在、次期のシステムの刷新の作業を進めている状況です。

システムの構成ですけれども、次ページの図を見ていただくと、この青い点線で囲っている部分がPIO-NETの部分で、国民生活センターはいろいろなシステムをPIO-NET以外にも運用しているのですが、今回はPIO-NET以外にPIO-ALERTというシステムで、PIO-NETの情報のうち、中から非常に相談が急増しているものに指標値をつけてリストを出して、その情報の概要が見られるシステムをPIO-ALERTとして運用しています。それが今回システム刷新に当たって、そのシステムの運用経費が結構かかるものですから効率化を図るということで、今回はこのPIO-NETの中に統合をするということになっています。

それ以外に消費者行政フォーラムというのがありますけれども、こちらは消費生活センターと情報交換の掲示板のようなものとして、国民生活センターや消費者庁が出す資料をこのフォーラムに掲示して、消費生活センターの方に閲覧等やダウンロードをしていただくシステムになっています。

統合認証管理システムはいろいろなシステムがいっぱいありますので、現段階では実現できていないのですけれども、今は各システムにログインするたびにユーザーID、パスワードを入れるようになっているのですが、それがシングルサインオンでできるようなシステムということで、今回この統合管理システムもPIO-NETの中に組み込んでいくという形になっています。このシステム自体が原則クローズのシステムですので、ネットワークはいわゆる専用網で接続しているシステムということになります。

スケジュールですけれども、次のページが全体のスケジュールになっています。今年の4月にシステム構築の事業者が総合評価落札方式の入札で決まりまして、そこの事業者が今、作業をしている部分が上から2段目の「ソフトウエア設計・開発」から「運用・保守設計」、こちらがシステム構築の事業者が作業をしている部分ということになります。

ネットワーク回線の事業者が9月末に決定しまして、これから作業が始まるところで、 今月末にはデータセンターの事業者が決まりまして、来月末にはパソコン周辺機器の賃貸 借導入の事業者が決まるというようなスケジュールになっています。

今回審議していただきます運用支援(ヘルプデスク)の業務は、次期システムの運用開始が来年の10月からということになっていますから、運用支援業務自体は10月から開始ということになりますが、システムが刷新されますので、その前に準備段階ということで、このスケジュールで見ていただくように、6月から運用支援の準備をしてもらって、新しいシステムの運用開始とともに運用支援の業務をやっていただくというスケジュールになっています。

次のページで「イ 対象業務の内容」です。基本的にヘルプデスク業務ということで、 読んでいただければ分かると思いますが、全国の消費生活センター等からの問い合わせに 対して対応していただくということになります。

運用計画ですけれども、こちらに関してはシステムの構築事業者が運用・保守計画書を 作成いたしますので、それに基づいて、この運用支援の事業者の方が運用開始までに運用 計画書を策定していただくということになっています。内容はそこに書いてあるように、 実施体制、会議体、要員計画、計画の改定手順及び変更管理手順ということになっています。同様に、ヘルプデスク運用手順も構築事業者が作成した運用・保守計画書に基づいて作成していただくという予定になっています。

「A サービスレベル」に関しては、次のページの表を見ていただくと分かりますように、利用者の業務利用や満足にかかわるものとして、ヘルプデスクの業務稼働率を100%。ヘルプデスク問い合わせ時の一次回答率、こちらは1回の応答で完了した問い合わせが問い合わせ全体の85%以上であること。あと、ヘルプデスクの正式回答率は利用者の問い合わせに対して60分以内に回答を全て完了した件数が問い合わせ全体の80%以上であるということを要件としています。

飛ばしまして、次に「B ヘルプデスクの設置」ですが、受付時間は8時半~17時半、 土日祝日を含みますが、年末年始12月29日~1月3日の間は除きます。受付件数は現在の 実績から月平均323件という形になっています。平均応答率は96%以上。平均処理時間は10 分以内ということになっています。

ヘルプデスクの機能としては、全国の消費生活センター等から問い合わせ等のインシデント受付及びその記録。または過去に発生したインシデントの原因や対応等の記録や履歴の管理。インシデントの集計及び報告。緊急連絡及び報告。各受託事業者との障害受付時及び障害調査時における連携。マニュアルやFAQの作成・更新及びナレッジの共有ということになっています。

次のページで「(B) ヘルプデスク業務」、こちらも同様で省略させていただきますが、 消費生活センター等からの応対をしていただくということと、呼量予測に基づいて適切な 要員配置及び計画を実施していただきます。また、国民生活センターには月次の報告をし ていただくということと、問い合わせ等において問題が発生する可能性がある場合には、 影響度や緊急度を評価して優先順位を設定して、随時国民生活センターに報告するという ことになっています。以下、国民生活センターに改善提案をしたり、報告をするというこ とが書いています。

「(C) ヘルプデスク設備」につきまして、先ほど4ページの構成図のところで御説明が漏れてしまったのですが、次期システムでは研修環境を設けることになっていますので、ヘルプデスクの事業者の方は、この研修環境に接続できるような形にしたいと考えています。それに応じた、こういったヘルプデスクの設備も準備していただく。また、表2-3に置いてありますように、全国の消費生活センターに配備するパソコンに準じた要件の端末も用意していただくということになっています。

飛ばしまして、9ページの「(ウ) ヘルプデスク運用引継ぎ」ということで、こちらは 構築事業者の方が取りまとめた引き継ぎ資料に基づいてヘルプデスク運用の引き継ぎを行 っていただきます。履行場所としては、国民生活センターから1時間半以内の場所に運用 施設を設置することとしております。

次のページ、「ア ヘルプデスク利用者アンケート調査結果」ということで、年に1回

アンケートを実施して、回収率70%以上で、その結果、基準スコア75点以上を維持していただきたいと考えています。

この後、飛ばさせていただいて、あとは大体記載しているところは読んでいただければ分かるところが多いのですが、入札参加資格につきましては(5)に書いてありますように、平成25・26・27年度の競争参加資格審査(全省庁統一資格)において、業務区分が役務の提供等で、AまたはBの等級に格づけされた関東・甲信越地域における資格を有する者とさせていただいています。また、ISO90001を取得していること。ISO27001/ISMSまたは事業者を対象としたプライバシーマークを取得していることを入札参加資格としております。その他は記載のとおりです。

次のページの「5 入札に参加する者の募集に関する事項」で、スケジュールは先ほどの説明と違っているところがありまして、入札公示は2月中旬、説明会が2月下旬、質問受付期限が3月上旬、入札書提出期限が4月上旬、提案書の審査が4月下旬、開札及び落札予定者の決定が5月上旬となっています。

これは修正が漏れて申しわけないのですが、契約締結が7月上旬となっていますが、先 ほど申し上げたようにまだ期間的に少し余裕がありますので、準備期間を長く設けたいと いうところがありますので、契約締結は6月上旬とさせていただきます。

提出書類は提案書等、記載のとおりとしております。

飛ばして、次のページの「6 PIO-NET2015に係る運用等支援業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項」ですが、評価につきましては、総合評価で評価したいと思っています。総合評価点は価格点が2,000点、技術点が2,000点で、価格点と技術点の得点配分は1対1といたします。

決定方法につきましては、そこに書いてありますように、総合評価項目一覧の評価項目 において必須と定められた要求要件を全て満たしている場合を条件として、一つでも欠け る場合には不合格となります。

価格点はそこに記載しているように、入札価格を入札基準価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する特定配分を乗じて得た値として、価格的と技術点を加算 した数値で一番高いものを落札者とします。

7の開示に関する事項、8の受託事業者の講じるべき措置に関する事項は記載している とおりですので、説明の方は割愛させていただきます。

9につきましても、損害賠償に関する事項も記載のとおりですので、説明の方は省略させていただきます。

評価に関する事項が10でありますので、こちらは本業務の実施状況について、平成32年 1月に予定している内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえて、本業務開始後に毎年9月 に状況を調査する予定としています。調査項目及び実施方法としては、利用満足度の調査、 サービスレベルの遵守率の調査ということになっています。

意見聴取ということで、国民生活センターは必要に応じて、本業務の受託事業者からの

意見聴取を行うことができるものとしております。

実施状況等の提出時期は、国民生活センターは、平成31年11月を目途として、本業務の 実施状況等を提出するという予定になっています。

11のその他につきましては記載のとおりですので、説明の方は省略させていただきます。 入札の実施要項については以上です。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問・御意見 のある委員は御発言をお願いいたします。

○辻専門委員 どうも御説明をありがとうございました。実施要項(案)の通し番号9ページ目に「(ウ)ヘルプデスク運用引継ぎ」とございます。こちらで従前に構築事業者さんが取りまとめた引継ぎ資料があると書いてあるのですが、多分、入札参加者の方々はこれも見たいのではないかという気がしますけれども、分量的にはどれくらいの量になるでしょうか。

○窪田部長 まだ量がどのくらいになるかというのは、今ちょうど基本設計の段階に入っていて、運用・保守計画書が出てきている段階ですので、確定していません。分量としてはかなりの分量にはなると思いますが、もちろん入札に間に合うように資料を準備して、入札時には閲覧できるようにしたいと考えています。

- ○辻専門委員 分かりました。
- ○石堂主査 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- 〇大山専門委員 SLAのことでお聞きしたいのですが、通し番号の14ページ、ごめんなさい、これは加点の話か。総合評価のところに加点、技術点の話があって、これがSLAの項目にも反映するようになっていると思います。その中身を具体的に見ていくといろいろなところに飛ぶのですけれども、総合評価で見ると62ページの「2. 運用要件」で、3.3.1 のところに参照しているのを見ると、「3.3.1 サービスレベル」を参照し、受託事業者が国民生活センターと合意云々と書いてあり、妥当な内容となっているか。

その次に加点のところで、「3.3.1 サービスレベル」で示すものより高いレベルの内容となっているかとありますが、3.3.1は何かなとずっと見てみると3つくらいの項目が書いてあるページがまた飛ぶので、分かりにくくなって恐縮ですけれども、この話を見たときにSLAはいろいろな意味があるのですが、まず今回の発注元である皆さん方の方から見たときには、SLAは相手側の提案をまず受けたいと思っていると。その提案について妥当あるいは価値があると思えば加点をするという考え方になっていると思いますが、別の言い方をすると受注側あるいは応札する側から見ると、SLAはある意味、いろいろと提供しようとするとコストは当然上がってくるわけで、どの辺までやれば一番自分たち、あるいは皆さん方が希望するのと合うかという、その点が結構難しいところになってくる可能性があります

ここからが質問で今のは前置きですけれども、非常に簡単な話で、現状、SLAは結ばれて

いるのですか。それで不十分かどうかとお考えかというところは、その情報として提供できるかということです。SLAは今やっているのですか。

- ○窪田部長 SLAは締結しています。
- ○大山専門委員 その現状のSLAで満足と思われているか、そうでないかぐらいはあるといいと思います。それはこの3項目ではないですね。
- ○窪田部長 今はちょっと違っています。見直しをしているところで、25ページが現在の SLAになっております。
- ○大山専門委員 25ページにある目的の達成の程度はこれですか。
- ○江刺課長補佐 そうです。
- ○大山専門委員 これだと項目は3つですね。これが現状なのですか。
- ○窪田部長 SLAについては、もう少し細かく設定しています。
- ○大山専門委員 その細かいところの話がどこまで望まれているか、ある程度もし示せるのであれば、余りに相手方の提案を求めていて加点だと言っているので、悩む人がいるのではないかという気がします。発注側の期待するSLAがやはりあると思います。そこのところはある程度、相手が推測できるくらいまではという意味で言うと、現状ぐらいはお示しになれるかというのが一つの案だと思います。
- ○窪田部長 今、運用支援と一緒になって運用・保守の報告は毎月受けていますので、そこでの報告書がありますので、そこを見ていただくと、それを集計したりして、毎月の報告を受けていますから、それを提供することは可能ですので、今回、調達のときには当然開示しようと考えています。満足しているか、していないかという話になりますと、前回は先ほど言ったようにレガシーシステムから今のオープンシステムに変わったので、導入開始のときには見切り発進みたいなところもあったので、かなり問い合わせが多かったのですけれども、だんだん収束していって、現在はそれなりにSLAはもちろん満たしていますし、最初もそのSLAを満たすために要員をかなり追加して対応していただいていますので、満足していないかということでは、現在でもそんなに不満ということはないですし、各消費生活センターから、その対応について不満だというようなのもないです。ただ、維持はしたいと思っています。
- ○大山専門委員 ぜひ、できれば本文中の中でそこが分かるような形だけ一言書いてあげると随分違うのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。
- ○窪田部長 分かりました。検討させていただきます。
- ○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。
- ○宮崎専門委員 先ほどと少し同じ話ですけれども、通し番号の9ページに「(ウ)ヘルプデスク運用引継ぎ」で引継ぎ資料とありますが、これは恐らくこれから構築する次期システムの話だと思いますので、通し番号の25ページの過去の実績を見ますと、例えば、PI0 −NETの操作マニュアルやキーワードマニュアルは貸与しますという事実が書いてありまして、構築の方の仕様書とか契約の中では、納品成果物として同じようなヘルプデスクが

行う上での操作マニュアルとかキーワードマニュアルというのは、引継ぎ資料として貸与しますよということを書ければ少し安心して、ヘルプデスクをやる方はもう少し参加しやすくはなるかと思いますが、この引継ぎ資料が何を示すかが明確でないと参加しづらいというか、不安には思われると思いますので、そこが構築側の仕様書の中でそういったマニュアルの納品がもう定められているのであれば、そういったものを引継ぎ資料として当然貸与するということをもう少し書けるのであれば、書いていただくと、よりヘルプデスクを運用する方は参加しやすいのかなと思います。

もう一点、御質問ですが、通し番号の23~24ページで、ヘルプデスクの過去3年間の問い合わせのQ&A件数を記載していただいているのですが、これは23~25年度にかけて徐々に件数は減ってきていますが、これは先ほどお話しいただいたように、当初はいろいろあったけれども、だんだん収束してきたということが、件数が減ってきている要因ということですか。

- ○窪田部長 そうです。最初は問合せも多かったですが、どのシステム安定してくると大体そういう傾向というのがありますので。
- ○宮崎専門委員 23年度が多いというのは、23年度に何かシステムの手直しを大きくされているから、2010年から導入しているからということですか。
- ○窪田部長 そうです。件数は圧倒的に22年度が一番多いですが、それからどんどん収束 していったという形になっています。
- ○宮崎専門委員 ですから、次期システムになると初年度なわけですから、そういう意味では2010年に近い件数が予測されると。
- ○窪田部長 前回経験しているので、できれば今度の運用開始のときには、できるだけ安 定稼働に努め、最初はどうしても若干多いと思いますけれども、そんなに多くならないよ うにしたいとは思っています。
- ○宮崎専門委員 分かりました。その辺がもし何か書ければとは思ったのです。
- ○窪田部長 御指摘いただいたことに関しては、資料は明確化できるように検討したいと思っています。
- ○石堂主査 どうぞ。
- ○辻専門委員 7ページ目の一番下に「(A)ヘルプデスク機能」と書いてあって、どんな仕事をするかが列挙されているところでございますが、これだけ見るとIT関係の知識があれば、対応できるのかなと思ったのですが、23ページを見ますと、下の方に「業務従事者に求められる知識・経験等」とございまして、その3行目「一般的な電話応対のスキルに加え、相応の業務知識」とあります。この相応の業務知識というのは、IT関係の知識以外にも、まさにPIO−NET関係の消費者行政に関する業務についても知っていた方が望ましいという趣旨なのでしょうか。
- ○窪田部長 どこまでというところもあるのですけれども、やはり問い合わせてくる人は 消費生活センターの職員の方や相談員の方ですので、全く知らないと困る。もちろん業務

の部分になれば、国民生活センターの方にエスカレーションをしていただいて回答するのですけれども、そこで受けられる分は受けていただきたいと思っていますので、全く専門家のように知っていてほしいというわけではないのですが、特殊な部分もございますので、ある程度の部分は分かっていただきたいと思っています。

○辻専門委員 いわゆる消費生活アドバイザーとか、そういう資格があるとか、そこまではどうですか。

- ○窪田部長 そこまでは望んでいないです。
- ○辻専門委員 「相応の業務知識」の「相応」の部分は、例えば、こういうものとか、簡単なメニューとかがあると、見る方は安心するのかなと思いますので、そのあたりを御検討いただければと思います。
- ○窪田部長 明確化するようにしたいと思います。
- ○石堂主査 実際このシステムをどういうふうに使用されているのかがどうもイメージが湧かなくて困っているのですけれども、4ページに図がありまして、ヘルプデスクのところに問い合わせ対象ということで、消費生活センターと書いてありますね。そうすると、このシステムを使うのは一般の消費者や国民ではなくて、そこに勤めている人がやる。そのときに24ページの過去の問い合わせ件数を見ていくと、例えば24ページの一番頭にある「登録・修正」とか「検索・集計」という言葉が出てきますね。また「決裁」というのもあります。そうすると、これは消費センターにいる方がこのシステムを使って何かを登録したり、登録がちょっと間違えたといって修正したり、集計をしたり、あるいはこのシステムを使って何か立案の決裁を受けたりするということが想定されて、それに関する質問がヘルプデスクに来るという理解でいいですか。

○窪田部長 消費生活センターが受け付けた消費生活相談情報を登録していただいて、それがデータベースになって国民生活センターや全国の消費生活センターにその情報を共有できるシステムになっていますので、それが検索とか集計もできるようなシステムになっています。ただ、全国の消費生活センターは地方公共団体の組織で、国民生活センターは独立行政法人が運営しているPIO−NETというシステムなので、システム上で登録されて全国の消費生活センターが閲覧できるためにはシステム上の決裁を経て、それで最終的に全国で見られるような仕組みになっているので、そこの仕組みのことについて問い合わせが多いという形になっています。その辺が特殊なところです。

消費生活センターの相談員の方は、その相談を日々受ける中で、PIO-NETの情報を検索して、例えば自分が受けつけたことのない事業者の相談があった場合に、自分が受けつけたことがなくてもPIO-NETの情報を引いたら、その情報が出てきて、その情報を参考にして相談処理したりします。あとはそのデータが非常に多く登録されていますので、行政機関内、国会とか中央省庁からも資料請求が毎日来ていますし、行政処分とか法執行に活用されたり、法律に基づく照会、警察や弁護士会や裁判所からの照会とか、適格消費者団体からの照会にも回答しています。そういったことにも検索や集計を使って、その資料を作

成し回答していたりします。

- ○石堂主査 そうすると、中に入っているデータの中身の問題なのですか。システムをど う操作したらいいかという質問とは違いますか。
- ○窪田部長 中身になれば、国民生活センターが受けざるを得ないと思っていますけれど も、それを出すための操作とか、登録するために操作のことをヘルプデスクでは受けてい ただきたいと思っています。
- ○石堂主査 要するに、かなり複雑なところがあると考えればいいですか。
- ○窪田部長 基本的には、さっき言ったところは特殊なのですけれども、システム自体が非常に複雑かどうかというと、そんなに複雑ではないのですが、ただ、消費生活相談自体は非常に幅が広い。あらゆる商品やサービスに関する相談を受けつけていますので、項目とかが非常に多いです。そういった点でシステム登録に関しては若干いろいろなルールがありますので、そこら辺はやや複雑です。ただ、操作自体がすごく難しいかというと、そんなことはないです。慣れれば、すぐに使えます。
- ○石堂主査 そうなると、消費センターに来る質問が非常に広範囲になり、それをどう分類するかというのは、消費センターの話なのではないですか。
- ○窪田部長 それは国民生活センターの方で受けつけます。
- ○石堂主査 国民生活センターがヘルプデスクを構えて答えねばならない分野が何なのだ ろうなということが。
- ○窪田部長 ただ、操作に関しても全国で3,000人以上の相談員の方がいますので、初めて操作する方もいらっしゃいますから、ヘルプデスクがないと対応できないということはあると思います。
- ○石堂主査 それは研修とか、そういう場は設けているのですか。
- ○窪田部長 研修は一応設けております。
- ○石堂主査 でも、その研修をやっても問い合わせが多いということは、やはり複雑だと 考えるのですかね。
- ○窪田部長 そうですね。項目等が多いのでどうしても、あとは新しい問題とかが出てきますから、そうすると、こういうものはどういったルールで決めようとかありますので。
- ○石堂主査 私は素人で申しわけないのですけれども、言ってみれば、こういう相談を来たということをシステムに放り込んでいく仕事をする方が聞いてくると考えると、その質問を受けるために年間4,000万かけているというのがすごく疑問に思いました。それで24ページを見て、例えば決裁というのは、要するにこのシステムは決裁システムなのかなと。そうではないと思っていたもので、先ほどの説明で少しは分かったのですが、こちらのシ
- ステムに載せるためには決裁が必要だというのは分かったのですが、何のためのヘルプデスクなのだろうかという点で、もう少しふるいにかけられそうな感じを持つのですが、いかがなものですか。
- ○窪田部長 全国に今3,800台以上の端末を置いてやっているものですから、操作のヘルプ

デスクはないわけにはいかないところで、実績でも月間で約300件あるので、それに対応するにはどうしてもヘルプデスクを設置して対応せざるを得ないかと。金額についてはどうなのかというのは、入札の結果がどうなるかは分からないのですが。

- ○井熊副主査 これは24ページで先ほど御指摘がありましたように、問い合わせ件数はどんどん減っていますね。減っていて、この人員は構造的に減らせないのですか。人員はずっと4.4人で。
- ○窪田部長 さっき言ったように、システムが安定してくれば、減らすことは可能だと、 そういうスケジュールを組んでやることも可能だと思っています。多分安定してくれば、 どんどん減ってくるので。
- ○井熊副主査 でも、前の業者さんは減らさなかったのですね。もし減らせないような構造があるのだったら、あとはほとんど人件費幾らという話かなと。
- ○窪田部長 ただ、前のシステムに関しては、厳密にヘルプデスクの分と、あとは運用・保守やアプリケーションの保守なども入っているので、その分を含めての全体のニーズということになっていますので、実際上はそこら辺の人員の変動がどこまでいっているかというのは、完全には把握していないのですが、ある程度、毎月の報告もありますので、基本的には我々が日々接する事業者の担当者の方の数は、今のシステムに関しては基本的には変わっていないです。

ただ、御指摘のように、システムの運用の経過に応じて減らしていくという可能性もあると思います。やはり運用開始のときはどうしても要員体制は整える必要があると思いますが、その後、安定してくれば減らすことも可能性としてはあると思っています。

- ○石堂主査 今の委員の質問の関係は、この示された数字からいけば、だんだん減ってきているのだから、今まで4.4だったものについては今回見直していくのかどうかという質問でもあったと思います。ですから、この傾向からいけば、今回入札をかけるときの予定価格をつくるときに何か考えられるのですかという話でもあろうかと思います。
- ○窪田部長 今までは運用・保守と支援で一緒になっていましたから切り分けたので、それで支援での見積もりをとれば、見積もりによっては予定価格がこれに応じて下がる可能性もあるとは考えています。
- ○石堂主査 どうぞ。
- ○小尾専門委員 多分、皆さんの御指摘の4.4人とか、従来の人員とか業務量というのが今回はあくまでもヘルプデスクだけということで、前回はサービスデスクという異なった業務範囲になっていて、その切り分けがちょっと不明確なのではないかなと思います。そういう意味では、例えば従来の実施に要した人員を4.4人と言って、ここではあくまでもQ&Aの件数だけを書いてあるのですが、例えばそれ以外のいわゆるアカウントの管理とかも、サービスデスクというのは従来は全部入っていたわけですね。これを見る限り、アカウントの申請書を受けるみたいなのがサービスデスクの中に入っていたりするので、そういうような業務も従来は全て入っていたけれども、今回はない。ヘルプデスクの場合はないで

すね。

そういうこととかもあるので、そういうところが分かるような形の従来の実施の要した人員。その4.4人はそもそもQ&Aだけではなくて、違うことにも携わっていたと。その業務量はどのくらいかというのがここに中に書かれていれば、応札する側としてはヘルプデスク単体の業務量はこのくらいなのだろうという推測がつくのではないかと思いますので、そこら辺をうまく書いていただけるといいのかなと思います。

このQ&Aもしかもアカウント関連とか書いてありますが、これは今回のヘルプデスクの業務に入っていないとかではないですか。※2とか書いてあって、※2が何かが分からないですが、これは入っていないと考えていいということですか。

○窪田部長 アカウントの管理は、今は実質、職員がかなり関与しています。もちろんサービスデスクもやっているのですけれども、そこの部分もあるので、そこの流れをもう少し自動申請みたいな形ができないかというのを検討しているので、基本的にヘルプデスクがアカウントの関連の問い合わせを受けるのは減ると思います。そこら辺は精査して見直すことは可能だと思っています。

○小尾専門委員 そこら辺をうまく資料として提示していただいた方が、適切な価格を見積もるということが可能になると思います。

○石堂主査 あくまでも、これから参加しようという方に実態がどうであるかということを説明するための部分ですから、変更が生ずることが分かっているのであれば、これは過去のデータだけれども、今度はこういうところが違ってきますよということが分かる開示をしていただかないと意味がないという趣旨ですので、その辺はお考えいただきたいと思います。

- ○窪田部長 分かりました。
- ○石堂主査 ほかはいかがですか。よろしいですか。

それでは、本実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何かございますか。

○事務局 御指摘いただきました部分については独法さんと調整しまして、実施要項等を 修正いたしまして、またメール等でお示しいたしますので、審議のほど、よろしくお願い いたします。

○石堂主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、独立行政法人国民生活センター様におかれまして、引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえて、実施要項(案)について、大きい修正にはならないと思いますけれども、必要な修正を行って、事務局を通じて各委員が確認した後に意見募集を行うようにお願いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項等がございました。 たら、事務局にお寄せくださいますように願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(独立行政法人国民生活センター退室、国土交通省入室)

○石堂主査 それでは、続きまして、国土交通省の「空港土木施設維持修繕工事」の実施 要項(案)についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項(案)について、国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課、酒井課長より御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○酒井課長 改めまして、航空局空港安全・保安対策課長の酒井です。よろしくお願いいたします。

時間も押しておりますので、早速資料の説明をさせていただきます。この説明につきましては既に何回かやっておりますので、手短にさせていただければと思います。私の方からは資料C-5の維持管理業務の概要を説明させていただき、実施要項等につきましては、担当の方から説明させていただきます。

私どもの土木施設の維持管理業務はどんな業務かというのが、左側の四角に書いてありますように、空港における航空機の安全運航及び定時性の確保を図るために、空港にありますエプロンであるとか、滑走路、着陸帯、そういった土木施設が常に安全に適切に維持されるよう、点検や清掃や修繕、除雪作業、そういったものを年間を通じて実施しておるものでございます。

具体的な中身といたしましては、下に写真を添付させていただいておりますが、例えば 飛行場標識維持工。これは道路などでもよく見られるかと思いますけれども、こういった ものにつきましては、どうしても空港の運用が終わった後、夜間ということになります。

右上の草刈工。これは着陸帯といいまして、滑走路の周りであったり、あるいはエプロンの周りであったり、誘導路の周りのところに草地があるわけですが、そういったところは昼間できるところと夜間でなければならないところがありますので、こういったものは昼夜、場所によって作業を行うということでございます。

また、緊急補修工とか除雪工。こういったものは当然ながら不具合があれば、あるいは 降雪があれば、昼夜を問わず作業を行うというような形で、この維持管理というものを年 間365日、大体回数は後ほど担当の方から紹介させていただきますが、年間を通じて実施さ せていただいているということでございます。

右側の民間競争入札の実施計画ということでございますけれども、23年度からやらせていただいておりまして、今年の26年度から2巡目ということで、今回御審議いただく27年度については11空港2巡目の案件の稚内空港以下、11空港となってございます。

民間競争入札の取り組みということで、応募者が拡大するように緩和策をいろいろ図ってきたわけですが、そこに記載のとおり①~⑥、26年度からにつきましては人材確保等の準備期間の拡大ということで、落札者決定については従前2月下旬だったものを2月上旬にすることによって、業者の方の作業員の確保の準備の期間をできるだけとれるような入

札手続期間の設定を行うこともしております。

これ以外に私どもといたしましては、昨年度から入札応募可能な者に対し、実施要項を あらかじめ送って事前周知を図り、実際に公告されたときの事前準備がある程度できるよ うな取り組みということもさせていただいておるところでございます。

今年度につきましても基本的にはそういった方向でさせていただくことで考えておりますけれども、後ほど実施要項の変更点を説明させていただきますが、配置予定技術者につきましては柔軟な交代を認めるなど、実施要項の若干の変更ということもさせていただこうと考えておるところでございます。

実施要項についての詳細な説明は、担当者の方からさせていただきます。

○猪岡専門官 それでは、引き続き、実施要項の改善点等の具体を御説明させていただきます。航空局空港安全・保安対策の猪岡と申します。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料C-4でございます。こちらは市場化テストが平成23年度から始まっております。23、24、25、これで1巡をしておりまして、26年度から2巡目ということになっております。この中でかいつまんで最近の改善の具体を御説明させていただきます。

先ほどお話もございましたが、左側の緑色で色つけがされておりますが、入札スケジュールのところ、ここが平成26年でございます。人材確保の観点から準備期間の拡大ということで、2月下旬から2月上旬に早まっております。

中段のちょっと下でございますが、企画提案書・評価基準でございます。これはこれまで加点項目でございました工事成績評定点の平均点の評価が、最初は航空局だけで実施していたものでございますが、国、地方整備局とか、そういったところまで含めて評価すると。加点項目でございますが、過去2年間の優良工事表彰等の有無ということで、これも航空局だけで実施していたものを都道府県まで拡大しております。減点項目でございますが、過去2年間における工事事故及び不誠実な行為の実績について、これは重複懲罰とならないようにということで、26年に削除にしております。

民間参入の促進ということで、昨年度でございますが、入札参加資格を持つと思われる 全ての業者の方に実施要項(案)及び意見募集の結果を周知させていただいております。

これらの効果でございますが、1 巡をいたしまして、それまで大体 1 者応札等、それぞれ減少傾向ではございましたが、残念ではございますが、平成26年が 1 者応札が 0 から 2 とちょっと増えております。総応札参加者数でございますが、14から 6 で 8 者減少という傾向になっております。平均落札率に関しましては、-2.1%の減少ということになっております。

可能企業数ということで、これは平成25年でございます。もともと県単位から地方ブロックとか広げてきたわけでございますが、最終的には東京局管内であれば東日本、大阪局であれば西日本ということで拡大しておりまして、東京局管内でございますと44者、大阪局管内でございますと83者という数になっております。

それから、C-3の意見募集の結果でございます。意見としましては1つございました。

内容でございます。意見対象箇所としましては、別紙1の評価内容と評価基準でございま して、修正の意見でございます。これは読み上げます。

「資格認定試験開始から3年を経過し、業界に相当数の有資格者が確保されたこともあり、地方整備局で発注される滑走路及び誘導路改良工事等においても評価されています。 維持工事においても空港工事特有の技術に加え、航空機運行の安全確保等に関する知識を有し、空港内で安全かつ効率的に工事を遂行できる経験・能力を有する者に与えられたものと理解しております。今後この資格をしっかり評価していただき、総合評価においても広く加点対象としていただきたい」という意見でございました。

これは過去にもこのような意見がございました。今回、私どもが評価いたしまして、確実に効果が確認できたということで、今回は加点対象ということにさせていただきたいと思っております。この効果でございますが、これは工事成績評定点でございます。こちらの方で確実に点数が上がっているということ。ある業者さんと持っていない業者さんの比較で一番の特徴としましては、持っていない業者さんですと当然、得点の高い方もいらっしゃるのですけれども、低い方も相当数いらっしゃると。この技術資格を持っておられますと、確実に平均点以上の点はとっていただけるということで、安定した品質であり、安全性が確保できるというところから、私どもはこれに関してだけではなくて、来年度から全ての工事でこの資格を活用していくという方針のもと、今回これを評価するということにいたしました。

次に、実施要項の方でございます。C-2の3ページの上の方で、「現場代理人および主任技術者等」ということで、これまで3年間で契約いたしまして、なかなか交代は厳しい状況であったのですが、いろいろと確認いたしますと、非常にこの業務は1年中24時間で対応を余儀なくされるような精神的な面もございまして、1年で交代できるような形に変更させていただきます。

昨日、主査の御意見で、確かに文章的にかたい部分もございまして、また、当然のようなところもございますので、この辺は修正させていただきます。口頭で御説明させていただきますと、②に関しましては、専任の主任技術者、管理技術者を配置しなければならない。3.9に掲げる要件を満たすこととする。ここで一旦切らせていただきます。

新たに③を設けまして、今度は変更できますよということを書かせていただきまして、 条件といたしましては、現在配置している技術者と同等の実績がある方。それと1年以上 やっていただく。もう一つが、今度は交代される方が今いらっしゃる方と1カ月くらいラ ップして、いわゆる引き継ぎができるということを条件ということで、それを満たせば変 更ができますと。ここに協議とかいうことも書いていますが、その辺も全部削除いたしま す。条件として、もうこれを満たせば大丈夫ですというような表現にさせていただきます。

ここの赤字の一番下にその他とございますが、これも当たり前のことになりますが、この辺はもう消してしまいたいと思っております。

9ページでございます。これは今年の5月16日の通知で、社会保険等の未加入業者に対

して指導監督を強化するということで、社会保険にはちゃんと入ってくださいと、そうい うところでこの分は追加しております。

22ページでございます。こちらは情報開示ということで、前の資料では赤字で書いております、各工種ごとにそれぞれ毎月何人と分かりやすくいたしました。前はここは1つで、とにかく月に何人という状況だったのですが、これから事業をやりたいという方にとって一番心配は人材の確保でございます。こういう作業でこういう人数が必要なのだというのが分かりやすく分かっていただけるように、こちらの数値を変えました。

資料C-2の別添の資料で、申しわけございません。当初このC-2で考えておりましたが、さらに詳しく分かっていただけるようにということで、別添1の最終ページを見ていただけますでしょうか。計画工程表でございます。これはそれぞれの作業が年間どの時期に、年間何回開催されるのかというところで、人材作業員の確保等には十分分かりやすい資料になるのではないかと思いまして、今回新たに追加しております。

実施要項の主な改定点は、簡単ではございましたが、以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項(案)について、御質問・御意見の ある委員は御発言をお願いいたします。

〇井熊副主査 御説明をありがとうございます。大変分かりやすく変更されているのかなと思っております。情報開示なども非常に詳しくされて、その上で確認というか、2点ほど質問をさせていただきたいのですけれども、1つは、空港工事施工管理技術者、これはどのくらい普及しているものなのかということが1点。

もう一つは、条件緩和をしているにもかかわらず、23年度から26年度の間で応札者数が減っている理由はどのようにお考えかという、この2点についてお聞かせいただければと思います。

○酒井課長 空港工事施工管理技術者の現在までの合格者数につきましては、その実施機関から聴取したところによりますと、大体350~400くらいの間と聞いております。それから、応募条件を緩和しているのにもかかわらず、応札者数が十分増えていないという御指摘につきまして、以前の我々の方で資料は取りにきたのだけれども、応募をされなかった方々にいろいろと聞いた過去の例でいきますと、やはり作業員の確保であるとか、あるいはこの空港工事というのはどうしても、先ほど言いましたように24時間365日、緊急時のことがありますので、それだけ拘束をされるということで、その拘束をされる割には工事費が余り高くない。あるいはそのためにどうも利益率もよくないといったような声があるというのはアンケートで分かってきてはいます。

では、それを我々の方で、積算の方で何か改善の余地があるかと。例えば利益率が悪いとかいうところについて改善の余地があるかと言いますと、結論から言うと、なかなかない。ただ、こういう我々の工事だけではなくて、一般的に工事の施工実態調査みたいなものは各工種で定期的にやっており、その実績を踏まえて、積算の歩掛等を見直しています

ので、ある程度の利益率とかも当然ながら考慮して積算体系が組み立てられています。それにしても、ある者はそういう形で拘束の割には工事としては余り額が大きくないというような声があるというのも一方では事実であるとは認識しております。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か ございますか。

- ○事務局 先ほど御説明いただきました修正の箇所については、委員の皆様にメール等で確認をさせていただいたのち、監理委員会に付議する手続に入りたいと思います。
- ○石堂主査 それでは、今、事務局からもお話がありましたように、その部分についての 修正内容は先ほどの御説明のとおりでよろしいかと思いますので、各委員がその修正の確 認を行った上で議了という方向で調整を進めたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問、確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せくださいますようにお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省退室、独立行政法人国立病院機構入室)

〇石堂主査 それでは、続いて、独立行政法人国立病院機構の物品調達業務の実施要項(案) の審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項(案)について、独立行政法人国立病院機構本部企画経営部、依田部長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○依田部長 国立病院機構の依田と申します。どうぞよろしくお願いします。

お手元の実施要項(案)でございますが、おめくりいただきまして、これは27年4月~29年3月までということで、新しく実施をするということでございます。基本的な仕組みにつきましては、今、実施しているものをベースにやっているところでございまして、概要にございますように、本事業につきましては事務消耗品等を対象品目といたしまして、複数者落札カタログ方式(通信販売方式)でやっておりますけれども、これを採用いたしまして、経費節減を図っていくということでございます。

事務消耗品につきましては、19ページから別紙1で品目リストを書いておりますけれども、コピー用紙等々でございます。これらの品目は現在645品目でございますけれども、来年度から実施するものにつきましては723品目ということで、品目を70品目程度増やすということで考えております。

私どもの傘下の病院でございますけれども、施設数については、個別の病院の名前を書いてございますが、119施設で実施をしていくということでございます。現在実施をしておりますのが56施設でございますので、大幅に増加ということで、倍増以上ということで拡

大をしてまいると考えている次第でございます。

実施方法につきましては、4ページ以降でございまして、ウエブカタログをつくって、 それに基づいて各病院で受注をして発送をしていただくということでございます。

変更点といたしまして、5ページの③の「イ 発注方法」でございます。1点追加させていただいておりますのは、納品をしていただく時間帯を発注者の方で指定できることが望ましいといったところを一文加えさせていただいているところでございます。

細かいところですけれども、実績報告等について、6ページの⑤に書いてございます。変更点といたしましては、8ページの「(6)法令変更による増加費用及び損害の負担」ということでございまして、これは官民競争入札等の実施の指針の変更に伴って追加をさせていただいたものでございまして、法令変更により発生する増加費用及び損害の負担区分について機構が負担をするもの。業者が負担するところを明確化させていただいたというところでございます。

先ほど申し上げましたように、この契約につきましては、27年4月~29年3月31日までということで予定をしております。入札スケジュール等がございますけれども、さらに変更点といたしまして、14ページに契約に係る引き継ぎの事項がございます。(3)の②で引き継ぎの関係について追加をさせていただいております。これも官民競争入札等の実施の指針の変更に伴う追加でございまして、業務の終了に伴って業者が変更となる場合がございますが、その場合の次の業者への引き継ぎに係る費用につきまして、現行の受託事業者の負担とするというようなことでございまして、それについて、さらに15ページの上でございますが、機構の方が引き継ぎが完了したことを確認するといったところを追加させていただいているところでございます。

以上が主な変更点でございまして、今回その対象病院も拡大をして、さらに対象品目も 拡大をして実施をしていくということでございまして、基本的な仕組みについては大きな 変更はございませんが、そういう形で拡大をしていくということでございます。

なお、本年9月19日~10月3日までパブリックコメントに付しておりますが、特に意見等はございませんでした。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)につきまして、御質問・御 意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 8ページで、法令変更による増加費用及び損害の負担とありますが、①の本業務に類型的または特別に影響を及ぼす法令云々とありますが、これは本業務に類型的または特別に影響を及ぼすというのは、どうやって判断するのですか。どういう手順で判断されるのですか。

○依田部長 これは一般的、概括的な規定でございますので、御案内のとおり、個別にあったときについては協議をして、この規定に照らしてということになろうかと思いますけ

れども、基本的には費用が増加をしてということでございますので、受注者の方が申し出てくるということでございますので、この規定に照らして、基本的には協議をしていくということにはなろうかと思います。私どもは、これは一般ルールだと考えておりますので、その他の取り扱い事例なども参考にさせていただきたいと思っております。

- 〇井熊副主査 事業者の方から、その関連性を含めて提案を受けて、それら機構の方で見て協議をすると。
- ○依田部長 そのように考えております。
- ○石堂主査 2点ほどお伺いしたいのですけれども、今、業者さんは3者となっていますが、これは3という数字がありきなのか、基準でやっていたら、結果として3になったのか、どちらなのかというのが1点です。
- ○依田部長 現行の仕組み、今回もそれを踏襲しておりますけれども、これは落札者については上位3者をもって落札者とするということで、当然こういう方式でございますので、少なくとも複数者。複数者しか手を挙げなければ、2者の場合は2者になってしまいますけれども、それ以上である場合には、さらにあるわけでございますが、3者ということでやっております。

これは、これまでのやり方といたしまして、いろいろな事務負担ということも考慮させていただいて、ただ、おっしゃるように、これは競争を働かせるというのが眼目でございますので、当然複数者、2者以上ということでございますけれども、そこに事務等の兼ね合いも考えて、2者より3者の方がより働くであろうというようなことで、総合的に3者ということで現在やっているところでございます。

○石堂主査 対象とする病院の数も増えるし、品目も増えるしということで、全体的に拡大方向で好ましいと思うのですが、私がちょっと疑問に思うのは、要項の中に細かく物品がありますね。これは参加する業者さんにとっては、どういう分野でどれくらい買われているのかなという意味では、このデータは必要だと思います。ただ、ここに示した品目以外は、これから契約期間3年間はこのシステムで売ることができないという縛りでもあります。その縛りはなぜ必要なのかなというのが疑問です。

要するにここで必要なのは、業者さんがこのシステムで全国の病院を相手にすれば、どのくらいのボリュームかという、そのボリューム感であって、例えば、新製品が来年に出たときに、それはここのリストに載っていなかったから、このシステムでは少なくとも売れないのだというのは、何のためにそこまで縛らなければならないのかということが疑問です。

○依田部長 ありがとうございます。先生が今、御指摘のように、新製品みたいなこともできてくるし、価格なども我々としては下げていただく方向に持っていくということで、これは6カ月ごとに品目リストの仕様の範囲内で変更できる仕組みもございます。この契約期間の中で先生の御指摘のように、そういう変化というか、使っているユーザーの病院の声も踏まえてやっていくということをかけ合わせてやっていきたいと思っております。

- ○石堂主査 品目についても6カ月ごとに加えたり、あるいはこれはもうやめますという のを自由に差し替えできるのですか。
- ○尾崎室長 品目リストの仕様の追加や削除など、品目自体を差し替えることはしておりませんが、最初に定めた品目リストの仕様の範囲内で商品を変更することは可能です。なぜかといいますと、商品も必ずしも2年間必ずあるということではございませんので、随時そこは変更して、それが6カ月というところでございます。
- ○石堂主査 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、本実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきます。事務局は何かご ざいますか。

- ○事務局 特段ございません。
- ○石堂主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取り扱いや監理委員会の報告資料の作成等については、私の方に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石堂主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等について何か疑義等が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先生方におかれましても、さらなる質問、確認したい事項がございましたら、事務局に お寄せくださるようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。